

# 第92回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和元年12月3日(火曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫		
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (1名)	8番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	大永克司
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 発議第 4 号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書（案）
- 日程第 5. 発議第 5 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）
- 日程第 6. 発議第 6 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）
- 日程第 7. 発議第 7 号 消費税率 5%への引き下げを求める意見書（案）
- 日程第 8. 発議第 8 号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）
- 日程第 9. 議案第 45 号 工事請負契約の変更について（情報通信網整備事業 通信系機器更新工事）
- 日程第 10. 議案第 46 号 工事請負契約の変更について（情報通信網整備事業 映像用光電変換機更新工事）
- 日程第 11. 議案第 47 号 財産の取得の変更について（消防ポンプ自動車 1 台）
- 日程第 12. 議案第 48 号 にしはりま環境事務組合理約の変更について
- 日程第 13. 議案第 49 号 工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）
- 日程第 14. 議案第 50 号 財産の取得について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」厨房設備機器一式）
- 日程第 15. 議案第 51 号 町道路線の認定について
- 日程第 16. 議案第 52 号 協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）
- 日程第 17. 議案第 53 号 佐用町監査委員条例及び佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 54 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 55 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 56 号 佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 57 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 22. 議案第 58 号 佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 23. 議案第 59 号 佐用町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 24. 議案第 60 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 61 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 62 号 佐用町農業共済条例を廃止する等の条例について
- 日程第 27. 議案第 63 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 28. 議案第 64 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 29. 議案第 65 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

- 日程第 30. 議案第 66 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 31. 議案第 67 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 32. 議案第 68 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 33. 議案第 69 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 34. 委員会付託について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 92 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、おそろいでご参集を賜り、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

暑かった夏に秋も過ぎ、早いもので 12 月、季節は師走となります。山の木々も色づき始めております今日このごろです。朝夕、めっきり寒くなっており、霜も降り、初氷も見られました。

皆様には、体調管理に気をつけ、風邪などめされないように、今年いっぱい乗り切っていただきたいと思っております。

さて、今期定例会には発議 5 件、条例の一部改正などの議案 18 件、令和元年度各会計補正予算案議案 7 件の計 30 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に早いもので、12 月師走を迎えました。今年は、秋も非常に暖かい秋でありましたし、予報では暖冬という予報が出ております。ただ、それなりにこれから、また、年末にかけて寒さも増してくるのではないかなというふうに思います。

風邪もそろそろはやるころですけれども、十分ご健康にお気をつけいただきたいと思っております。

12 月、いろいろと行事もありますし、かなり忙しい、気ぜわしい季節を迎えましたけれども、その中での 12 月定例議会におきましては、また、多くの案件を上程をさせていただきますので、それぞれ慎重にご審議をいただきまして、適切妥当な結論を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶にかえします。よろしくお願ひいたします。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 92 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、南光支所長及び三日月支所長であります。

なお、石堂議員より入院治療のため、欠席の届けが提出され受理しておりますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。10番、金谷英志君。11番、岡本安夫君。

以上の両君にお願いいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間と決しました。

---

#### 日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、報告をさせていただきます。

平成28年7月3日、佐用町を被告として原告2名より神戸地方裁判所に提訴されました道路供用開始処分無効確認等請求事件につきまして、11月の臨時議会にて、和解及び権利の放棄について議決いただいたところでございます。

それを受けまして、11月29日神戸地方裁判所で行われた第29回弁論にて和解が成立しましたことをご報告いたします。

今後は、神戸地方裁判所にて和解条項が作成され、それをもって所有権移転登記及び和解金等の支払いを進めてまいる予定でございます。

以上、町道徳久13号線の道路供用開始処分無効確認等請求事件の和解の成立についてのご報告といたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、行政報告は終わりました。

---

議長（山本幹雄君）　　なお、ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第４．発議第４号　災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書（案）

議長（山本幹雄君）　　それでは、日程第４、発議第４号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書（案）についてを、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。総務常任委員長、千種和英君。

〔総務常任委員長　千種和英君　登壇〕

総務常任委員長（千種和英君）　　おはようございます。

発議第４号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書（案）についての提案説明をさせていただきます。

我が国は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。災害時の救援活動や復興に至る過程で、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れき処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズも高まっており、多くの支援者の参画が欠かせない。

今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模な被害が予測される災害においては、過去の実績から１日１０万人以上、延べ１,０００万人以上のボランティアが必要になるという専門家の見解も示されている。それだけのボランティア数を確保するためには、遠隔地を含め全国的かつ長期にわたる支援に頼る必要がある。

しかし、各種の調査では、交通費や宿泊費の負担が負担となり、災害ボランティアに参加できない人が多いことが明らかになっている。

これらの負担を軽減するため、これまで、鉄道会社や航空会社などの独自割引制度や、地方自治体によるボランティアバス運行支援などの取り組みが官民において行われた事例がある。

よって、国におかれては、こうした動きをさらに広め、より多くの災害ボランティアの参画に向けて、交通費や宿泊費、ボランティア保険の割引等のボランティア活動に対する支援制度を実現するとともに、全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築するよう強く求めるという意見書でございます。

以上で、説明を終わります。

何とぞ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君）　　発議第４号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第４号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより発議第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第4号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5．発議第5号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第5、発議第5号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）についてを、議題とします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。総務常任委員長、千種和英君。

[総務常任委員長 千種和英君 登壇]

総務常任委員長（千種和英君） 発議第5号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）についての提案説明をさせていただきます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められている中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上で説明を終わります。

何とぞ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 発議第5号に対する説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これから発議第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより発議第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第5号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6．発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第6、発議第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてを、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。総務常任委員長、千種和英君

〔総務常任委員長 千種和英君 登壇〕

総務常任委員長（千種和英君） 発議第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についての提案説明をさせていただきます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政

策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定によって意見書を提出するものであります。

以上で、説明を終わります。

何とぞ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 発議第 6 号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第 6 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 別に反対するもので何でもない、大賛成なんですけれど、これ関係ある箇所と一緒に連携取ってやられておるのか。そしてまた、前の 4 号、5 号についても、そういう、どこもがそういう気持ちでおるんですけれど、そういうところと連携して、一緒に出そうかというようなことは、やられておるのでしょうか。そこらへんだけ、ちょっと。

議長（山本幹雄君） 4 番、千種君。

総務常任委員長（千種和英君） これは、当然、佐用町議会として独自に出しておるんですけども、関係機関と言いますより、他市町からも出ておりますし、国民全体として、過疎地域として、佐用町として出しているものであります。世の中の動きとして、各地でこういった形で皆さんされております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 別にいいことなんですけれど、その関係箇所と一緒にやるかというような連絡は取れておるのでしょうかということをお伺いして、4 号、5 号についても、そういうほかのとことも一緒に出そうということで、やられておるんかということをお伺いしたいんです。

〔総務常任委員長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、4 番、千種君。

総務常任委員長（千種和英君） 情報としては、皆さん、出されているようなことは把握しておりますが、あくまでも佐用町議会独自の判断ですので、確認はしておりますし、そうい

った形でさせていただいております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。  
ほか質疑ありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより発議第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 発議第7号 消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第7、発議第7号、消費税率5パーセントへの引き下げを求める意見書（案）についてを、議題とします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。金谷英志君。

〔10番 金谷英志君 登壇〕

10番（金谷英志君） 発議第7号、消費税率5パーセントへの引き下げを求める意見書（案）を読み上げまして、提案にかえます。

2019年10月、安倍政権は消費税率10パーセントへの増税を強行しました。しかし、実質賃金は低下や低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中での消費税率引き上げは過去にはありません。

そもそも消費税を8パーセントにしたことで景気が悪化しました。消費税の増税分をすべて国民に返し、さらなる経済政策を考えるくらい景気悪化を心配するなら、消費税率を5パーセントに引き下げるべきです。消費税減税こそ、最も有効な景気対策です。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、極めて不公正な税制です。「社会保障のため」と言いながら「全世代型」の名で国民への負担増が画策されていることも見過ごせません。

財源は、450兆円近い内部留保を蓄え、巨大なもうけを上げる巨大企業や、株で大もうけしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せます。また、米国製兵器の「爆買い」や不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

議長（山本幹雄君） 発議第7号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第7号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） ただ今、説明を受けました。2、3点だけ質問をしたいと思います。  
まず、消費税で過去の議案の審議等を含めて、消費税ということには反対という立場で、今まで、発言されてきました。

今、10パーセント。10パーセントから5パーセントに下げるということは、その発議をされるということは、消費税ということは、容認されたのでしょうか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 現状10パーセントに引き上げられましたから、とりあえず私たちは、消費税そのものが不公平税制ということで、消費税そのものの廃止を求めていますけれども、とりあえずは5パーセントの削減ということであります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） すみません、提案の説明の中で、450兆円近い内部留保を蓄え巨大なもうけを上げる巨大企業や株で大もうけをしている富裕層に応分の負担を求めることで財源が生み出されるということの説明でありました。

これ対象者に増税という形で求められるということで理解してよろしいのでしょうか。  
例えば、法人税を上げるという方策ですか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） そうです。法人税と、それから法人三税の増税ということになります。

1つが、この31年間消費税収は397兆円。ほぼ同時期に法人の三税、税収は298兆円減っています。所得税、住民税の税収も275兆円減っています。ですから、社会保障のためではなく、財政危機の打開のためではなく、消費税は富裕層と大企業の穴埋めのために使われたというふうに考えておりますから、法人税の、それから富裕層の株取引税などの増税ということに財源としては考えております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 法人税増税、それから、また内部留保ということで、今、450兆円近い内部留保という形で説明もあるんですけども、内部留保は、現金ではないんですね。現金もありますけれども、現金ではないと。会社の設備投資や土地建物、工場の拡張とか、そういうことで減価償却して、内部留保として蓄えられているということなので、これは企業にとっては、やっぱり企業価値を高める。また、そういう工場を増やしていくと雇用の増進にもつながるということにつながってきます。

その企業価値を逆に言うたら下げるといふ要素も出てきますので、それによっては、景気の後退というか、経済の後退ということも考えられるので、そのへんのところは、どのように考えておられるのでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷英志君。

10番（金谷英志君） 大企業なりに増税したら景気後退になると言われますけれども、この間、消費税増税の間、各国の国内総生産、GDPの推移を見ると、アメリカは1997年から2017年の間に2.27倍に増えている。同じ時期にフランスでは1.78倍、イギリスでは1.7倍、ドイツは1.66倍。一方、日本は、1.1倍にとどまっていると。

GDPの経済の発展という意味でも、消費税は大企業の留保に回っているから、むしろ消費税を減税して、国内、家庭環境、家庭の経済を温めるということでも、GDPの発展には消費税の減税は寄与するというふうに考えます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほか質疑あります。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

消費増税については、今後膨れ上がる社会保障への安定した財源確保、地方税収の安定、現役世代の負担軽減、また、世代間格差等の理由で実施されてきましたが、景気の後退、消費の冷え込み、賃金の抑制、低所得者の負担増が言われています。

それによっては、導入する時に軽減税率と、複雑ではありますが、軽減税率等のそういう対策もとられています。

そのことを、予測して今言いよった対策も取られているんです。

それで、ここで消費税の引き下げをすれば、その財源確保はおろか、景気対策も打てず、

企業活動や市場の混乱、特に、市場の混乱を起こし、住民生活の不安を招き安定が損なわれるということを申し上げて反対します。

議長（山本幹雄君）　　ほかありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君）　　発議第7号、消費税率5パーセントへの引き下げを求める意見書提出の賛成の立場から討論を行います。

10月から消費税率10パーセントへの増税が強行されました。10月の小売業販売額が前年度同月比で7.1パーセント減になったこと。また、消費税増税後の消費の落ち込みは、本当に深刻です。景気悪化が鮮明になる中での消費税率の引き上げが誤りだったことが、はっきりいたしました。

消費税率を5パーセントに引き下げ、もとに戻すことが最大の景気対策と言えます。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、極めて不公正な税制です。

社会保障のためと言って、消費税を増税した途端に75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割にするなど、社会保障の給付減や負担増が議論されているところです。

さらに財政制度等審議会が保育所予算の削減を提言するなど、高齢者も若者も子育て世代も全世代の暮らしを切り捨てるもので、消費税が社会保障のためだというのは、まさに嘘だということを示していると思います。

消費税にかわる財源は、意見書でも述べているように、巨大なもうけを上げる大企業や株で大もうけをしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出されます。

アメリカ製の兵器の爆買い。不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば格差と貧困の是正にもつながるとするこの意見書提出に、ぜひ議員各位の賛同をお願いして、賛成討論を終わります。

議長（山本幹雄君）　　ほかありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、少数です。よって、発議第7号、消費税率5パーセントへの引き下げを求める意見書（案）については、否決されました。

---

日程第8．発議第8号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第8、発議第8号、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）についてを、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。児玉雅善君。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 発議第8号、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）を朗読し、提案にかえます。

全国知事会では、2016年11月から6回に渡り米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月にとっても意味のある提言を発表した。

日米地位協定の考え方（補足版）第二条1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている…わが国が米軍の提供の要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっている。

そこで佐用町議会は、国に対し下記のことを強く要請する。

1、日米地位協定の見直しをすること。

2、国は地方自治の権限を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上をもって説明を終わります。

皆さんの賛同をいただけることをお願いします。

議長（山本幹雄君） 発議第8号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第8号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5番、小林君。

5番（小林裕和君） 1点だけお伺いします。

国の外交問題は、国会で論議すべきことでありますけども、現状で、私は、まだ、十分に理解はできていないのですが、米軍基地に関する提言に基づく日米地位協定の見直しは、国の根幹、国防に関する事項であり、複雑かつ重要であると認識はしています。

仮に採択とされたとしたら、どのようにして日米地位協定の改定、米軍基地に関する諸問題に取り組みたいとしているのかお伺いします。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10番、金谷君。

10番（金谷英志君） これは、小林議員、今、言われたように、国の外交問題ですから、その点についても提言を受けて、意見書を採択されるならば、それを受けて政府のほうで判断されると思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 採択、反対の立場で発言させていただきます。

日本には、日米安保条約に基づく日米地位協定により30都道府県128施設の米軍基地が存在すると言われていました。

昨年、7月に日米地位協定は、締結以来、一度も改定することなく、事件、事故後に協議され運用改善は図られているものの国内法の適用や自治体の基地への立入権などがないなど、日本にとって、依然として十分でないことから、全国知事会として基地負担に関する提言を決議し、国に対して日米地位協定の見直し等を要請されてきたところであります。

日米地位協定の現状には課題があり、見直しが必要であるとは理解していますが、専用基地が存在しない本町において、町議会単独で国へ意見書を出すよりは、より十分な理解と理由が必要であると思っています。

そのためには、見直しを含めた基地負担に関する町民の理解と機運醸成やさらなる研究が必要であり、さらには知事会の提言を受けて、国の対応や県下の動向を見極めながら慎重に対応していく必要があると考え、直ちには賛成できないと判断し、不採択としていたいただきたいということを申し述べて、討論とします。

議長（山本幹雄君） ほか、討論ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 発議第8号、全国知事会の米軍基地に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の賛成討論を行います。

全国知事会の提言では、日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。

そして、日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現状であるとし、沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、さらなる基地の返還等が求められていると、現状や改善すべき課題を確認しています。

この認識の上で、1、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。

2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明

記することなどを記しています。

全国知事会会長の上田清司埼玉県知事は、この提言は、基地のない県も含めて共通の認識を持ったものであると述べています。

佐用町議会もこの認識に立った、この意見書の採択に議員各位の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

議長（山本幹雄君）　　ほかありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、少数です。よって、発議第8号、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）については、否決されました。

---

日程第9．議案第45号　工事請負契約の変更について（情報通信網整備事業　通信系機器更新工事）

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第9に入ります。

議案第45号、工事請負契約の変更について、情報通信網整備事業通信系機器更新工事を、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長　庵逄典章君　登壇〕

町長（庵逄典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第45号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

工事請負契約の変更は6月議会で契約の承認をいただきました、情報通信網整備事業通信系機器更新工事における契約額を増額変更しようとするものでございます。

変更の理由といたしましては、消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに改正されたことによるもので、契約時の税率が8パーセントでありましても、工事の引渡日が10月1日以降である場合は、税率10パーセントで支払う必要がありますので、その分の増額でございます。

なお、議案、次の第46号、47号、49号につきましても同様の理由で上程をさせていただきます。

また、あわせて来年度以降に予定をしておりましたシステム強靱化対策を作業面、また、費用面からも勘案して、前倒しして今事業にあわせて施工することが効率的であると判断をしたため、追加工事を行うことによる工事費の増額でございます。

消費税込みの契約金額6,566万4,000円を4,906万6,000円増額して、1億1,473万円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 前倒しでやられたいうことでございますけれども、わかっておったら、初めからやっておったほうがよかったんじゃないですか。そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

前倒しでやるということで、今回、提案させていただいたわけですが、この年次計画で、平成30年度には年次計画の一環といたしまして放送系の機器を更新しました。

それで、この平成31年度、令和元年度につきましては、通信系機器と。

それで、それら最低限のことをやってから、いろいろこういった今回、追加提案をさせていただいておりますL3スイッチという機器があるんですけど、その冗長化とか、ネットワーク容量の10ギガ化とか、そういった施設設備の充実、拡充を図ることを、また、さらにやっていこうということで、年次計画でやっておりました。

ですから、それらいっぺんにやると、予算額が膨らんでしまって、予算的にも、財源的にも平準化が図れないということから、そういった年次計画でやってきたわけでございます。

ただ、今回、こうして約5,000万円ほど追加させていただきましたのは、次の議案にありますV-ONUの交換工事ですね、これで入札減が出たことから、予算とそれから過疎債という貴重な財源があるわけでございますが、それらを、この際、有効に使おうということで、今回、提案させていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。  
ほかありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、1番、金澤君。

1番（金澤孝良君） 追加工事ということなんですけれども、これ今年度、必ず交換せなんだらあかん。追加工事せなんだらあかん機器なんですか。来年度以降の計画に、また、延長するとか、そういうようなことはできない状態のものなんでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

もともとの工事は、通信系機器のネットワーク、インターネットですね、そういった機器の大本になる機械を更新するもので、これは、どうしても行っておかないと駄目なわけでございます。

それから、今回、追加しましたのは、10ギガ化と冗長化というふうに申し上げたと思うんですが、そういった、もともとある施設、設備の充実、拡充を図るものでございます。

まず、冗長化というのは、L3スイッチという通信の双方向の通信ですね、それを行うためには、どうしても必要な機械が、この本庁と各支所4カ所に1つずつ、今はあるわけです。できた時は、それが故障した時には、ネットワーク全て止まってしまうので、そういった場合には、1つが故障すれば、もう1つの機械を置いておいて、そちらに自動的に切り替わるという、そういった工事を今回行うのが、それが冗長化というものでございます。

それから、10ギガ化といいますのは、ネットワークの容量ですね、インターネットの容量です。要は、それが容量が大きくなれば、機械が速く動くということで、今は1ギガということで対応しておるんですが、それが10ギガになれば、高速大容量の通信ネットワークができると、そういったことでございますので、将来的には、どうしても必要になってくる事業を、今回、追加として行うわけでございます。

以上でございます。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そういうふうに計画的に、年次的には必ずやっていかなければならないということですが、今年度どうしてもやらなきゃいけないかという金澤議員の問いなんですけれども、そういうことで、一応、来年度予定をしていたわけですね。

ただ、今年度、次の工事なんかも含めて、これ過疎債というのを充当させていただいて、事業を行っております。その中で、入札、工事の入札減があつて、その過疎債の枠が余裕ができたということで、そういうことで今年度やっておけば、過疎債のそれが満額、できるだけ有効に使えると。そうすれば、また、来年度の各事業に改めて過疎債が、違う事業にも活用できるということでもあります。

どうせ、どっちにしても来年度やらなきゃいけないし、今、課長が申しましたように、必ず充実をさせていかなきゃいけないということで、計画的にやっているんですけれども、やっぱり財源面から見ても、それから工事の面から見ても、今年、このまま、こういう追加工事として行たほうが効率的でもあり、財源的にも非常に町にとっても有利なこと、このことが非常に大きな理由であります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかありますか。

ほかはないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 45 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号、工事請負契約の変更について、情報通信網整備事業通信系機器更新工事は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 46 号 工事請負契約の変更について（情報通信網整備日程事業 映像用光電変換機更新工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 46 号、工事請負契約の変更について、情報通信網整備事業映像用光電変換機更新工事を、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 46 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

6 月議会で契約の承認をいただきました、情報通信網整備事業映像用光電変換機更新工事におきまして、消費税及び地方消費税の税率が改正されたことに伴う、契約額の変更でございます。

消費税等込みの契約金額 1 億 6,729 万 2,000 円を、309 万 8,000 円増額して、1 億 7,039 万円に変更しようとするものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 46 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 46 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号、工事請負契約の変更について、情報通信網整備事業映像用光電変換機更新工事は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11. 議案第 47 号 財産の取得の変更について（消防ポンプ自動車 1 台）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 47 号、財産の取得の変更について、消防ポンプ自動車 1 台を、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいたしました議案第 47 号、財産の取得の変更について、提案のご説明を申し上げます。

佐用町議会第 88 回定例議会において、議案第 12 号をもって議決をいただきました消防ポンプ自動車 1 台に係る財産の取得を、令和元年 10 月 1 日からの消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、購入金額の消費税等分を 8 パーセントから 10 パーセントに変更するものでございます。

契約金額は、2,143 万 8,000 円から、2,183 万 5,000 円と変更しようとするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 47 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号、財産の取得の変更について、消防ポンプ自動車 1 台は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 48 号 にしはりま環境事務組合格約の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 12、議案第 48 号、にしはりま環境事務組合格約の変更についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 48 号、にしはりま環境事務組合格約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

姫路市、たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町の 3 市 2 町で構成をされております、にしはりま環境事務組合は、一般廃棄物処理計画の策定及び一般廃棄物処理施設と関連施設の建設並びに運営に関する共同事務などに取り組んでおります。

姫路市については、平成 18 年 1 月 29 日締結の確認書及び令和元年 8 月 22 日締結のにしはりま環境事務組合から姫路市脱退に係る確認書が取り交わされております。このたび、姫路市の意向で確認書のとおり、令和 2 年 4 月 1 日から姫路市が脱退することにより、これに伴う組合格約の変更を行うものでございます。

この規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に許可を受けなければならないと規定をされており、その協議につきましては、同法第 290 条の規定により、地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますので、今、12 月議会において、にしはりま環境事務組合格約の変更についてを提案するものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 48 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号、にしはりま環境事務組合格

約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13. 議案第 49 号 工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 13、議案第 49 号、工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事を、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 49 号工事請負契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

本年 7 月の臨時議会におきまして、養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事にかかる、工事請負契約の締結につきまして、議決をいただいたところでございます。

今回の提案につきましては、本年 10 月の消費税及び地方消費税の税率が改正されたことに伴い、契約金額を 1,570 万円増額し、8 億 6,350 万円に変更するものでございます。

今回の変更は、先ほど申しました消費税率改正によるもののみでございまして、今後、本工事につきまして出来高変更などにより契約金額を変更する必要が生じましたら、また、その都度、議会へ上程をさせていただき予定といたしております。

以上、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから議案第 49 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 49 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 49 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号、工事請負契約の変更について、養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14. 議案第 50 号 財産の取得について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」厨房設備機器一式）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、議案第 50 号、財産の取得について、養護老人ホーム「佐用朝霧園」厨房設備機器一式を、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 50 号、財産の取得について、提案のご説明を申し上げます。

今回の財産の取得は、建設工事を進めております養護老人ホーム「佐用朝霧園」の厨房設備機器備品を購入しようとするものでございます。

備品の内訳といたしましては、冷凍冷蔵庫などの食品保存用の備品や電磁調理器、IH 炊飯ジャーなどの電化対応の調理器具備品、食器洗浄機、戸棚などの洗浄・収納用備品など、39 品目 41 点の厨房設備備品と、調理用器具を購入することといたしております。

購入に当たりましては、10 月 28 日に見積入札を行い、これにより契約金額 1,310 万 3,200 円、うち消費税及び地方消費税額 119 万 1,200 円で、兵庫県赤穂市古浜町 83 番地、有限会社近畿調理機代表取締役、平尾正信（ひらお まさのぶ）氏に、決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） これ何で随契。  
そして、見積もり取ったということでございますけれど、その見積もりは何社取りましたか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。  
この件につきましては、備品購入ということでございますので、備品購入につきましては、通常指名競争入札という形式ではなく、見積もり入札という形式をしておりますので、随意契約という表現にさせていただきます。

それで、見積もり通知をいたしましたのは、6社通知をいたしまして、そのうち、2社から辞退がございまして、4社の参加ということでございます。

見積もり入札につきましては、10月28日に行っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。  
ほかありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第50号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第50号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第50号、財産の取得について、養護老人ホーム「佐用朝霧園」厨房設備機器一式は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第51号 町道路線の認定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第15、議案第51号、町道路線の認定についてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第51号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
整理番号1万558番、路線名、大坪集会所線は、集落内の生活道路としての利用が多くなったことにより町道認定しようとするものでございます。  
町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第51号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第51号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 16. 議案第 52 号 協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 16、議案第 52 号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定を、議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 52 号、協定の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 30 年 6 月議会で協定締結の承認をいただきました、三日月浄化センターの長寿命化計画に基づく、水処理に係る機械設備、電気設備の改築工事におきまして、反応タンク設備、最終沈殿池設備、沈砂池設備などに変更が必要となったため、これらの工事費減と、日本下水道事業団による入札減に伴う、協定額の変更でございます。

消費税込みの協定金額 3 億 5,500 万円を 4,716 万円減額し、3 億 784 万円に変更しようとするものでございます。

本協定は、工事の請負契約に準ずるものであるため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 52 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 52 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 52 号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17. 議案第 53 号 佐用町監査委員条例及び佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 17、議案第 53 号、佐用町監査委員条例及び佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 53 号、佐用町監査委員条例及び佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正法令を引用している佐用町監査委員条例及び佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部に条ずれが生じたための形式的な改正でございます。

改正の内容といたしましては、地方自治法第 5 款第 11 節、雑則に、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の条項が新設追加され、第 243 条の 2、職員の賠償責任の条項が、第 243 条の 2 の 2 へずれ込んだため、引用する佐用町監査委員条例第 2 条中、第 243 条の 2 第 3 項を第 243 条の 2 の 2 第 3 項へ、佐用町水道事業の設置等に関する条例第 7 条中、第 243 条の 2 第 4 項を第 243 条の 2 の 2 第 8 項へ改めるものでございます。

承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 53 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 53 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 53 号、佐用町監査委員条例及び佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 18. 議案第 54 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 18、議案第 54 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 54 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、第 2 条、報酬の額におきまして、別表から自治会長、農会長を削除するものであります。

理由といたしましては、特別職非常勤職員の任用根拠は、地方公務員法第 3 条 3 項 3 号に規定をされておりました、非常勤の調査員、嘱託員等及びこれらの者に準ずる者の職という規定でありましたが、地方公務員法改正により、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う者に限るという文言が追加され限定的となり、自治会長及び農会長につきましては、特別職非常勤職員に該当しないこととなったためでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） この結果、いわゆる職務をされている時に公務災害の対象にならないということで、しかしながら同じような仕事をされるわけですけども、それにかわる補償か何かつけられるんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 岡本議員おっしゃるとおり、今後、地方公務員ではなくなるわけですから、公務災害の対象ではなくなるため、そこは一番にこちらとしても考えまして、民

間の傷害保険、仕事、用務中の自動車事故等にも対応できるような、そういった傷害保険に加入することで対応していきたいと、そういうように考えております。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。  
ほかはないですか。  
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 54 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 54 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 19. 議案第 55 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 19、議案第 55 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 55 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例改正は、平成 30 年度事業として実施した町道防災工事に関して、情報公開条例に基づく開示請求に際し、設計数値を改ざんした設計書を開示した件につきまして、これは民主主義の根幹にかかわることであり、公共団体としての信用を著しく失墜をさせたものであります。

改めて、関係者に多大なご迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げて、監督者責任として町長の給料 10 分の 1 を 2 カ月、副町長の給料の 10 分の 1 を 1 カ月それぞれ減給しようとするものであります。

重ねてお詫びを申し上げますとともに、この減額につきまして、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 55 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 55 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 55 号、佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 20. 議案第 56 号 佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 20、議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行制度上、行政財産につきましては、地方公共団体の行政目的に利用されるべきものであることから、原則として、これを交換したり、売り払ったり、また、譲与したりすることができないこととされております。

貸付けにつきましても、従前、土地について、一定の条件のもとに貸付け、又は地上権の設定をすることが、例外的に認められていたわけでございます。

しかし、近年の市町村合併や行財政改革の進展により生じている庁舎の空きスペースの有効活用などを図るため、地方自治法の改正によりまして行政財産の貸付範囲等の拡大が行われ、行政財産である建物の一部を貸付けることなどが可能となりました。

今回の条例改正につきましては、改正後の地方自治法の規定により、行政財産の貸付けを行う場合におきまして、行政財産につきましても、普通財産と同じ取り扱いを行うよう、無償貸付け又は減額貸付けの準用規定を追加しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 56 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 56 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 21. 議案第 57 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 21、議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、権利に係る制限が設けられている制度に検討が加えられ、約 180 余りの法律が見直されたことにより、本町の関係条例の改正を行うものでございます。

法改正の趣旨といたしましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に除いている現行の仕組みから、欠格条項を削除することにより、心身の故障等の状況を個別的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断し、採用等を行う仕組みに移行させる改正でございます。

この法改正に伴いまして、本町の条例においても引用されている条項等の変更や、抹消、用語の整理など所要の改正を行うものであります。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 57 号は、総務常任委員会に付託を予定しております

ので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 57 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 22. 議案第 58 号 佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 22、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地方公共団体の職員の民間部門への派遣につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法により、その対象、条件等が定められております。

派遣法では、派遣の方法が 2 通り定められており、1 つは、派遣先が、公益的法人等の非利益団体の場合、公務員としての地位・身分を保持したまま民間に在籍出向する方法。

もう 1 つは、派遣先が、第三セクター等自らの出資法人の場合、公務員としての地位・身分を辞し、民間に退職出向する方法。

どちらかの形式で移籍するわけではありますが、いずれも復職が担保されているわけでございます。

また、派遣法では、派遣先の団体、派遣の対象外となる職員、復職時の処遇などにつきましては、それぞれの地方公共団体の条例で定めることとなっており、このたびの条例制定によりまして、佐用町における、一般職の職員の公益的法人等への派遣の制度的枠組みができるわけでございます。

ご承知のとおり、来年 4 月には兵庫県農業共済組合が発足をいたします。

組合設立に当たり、本町から組合への職員 2 名の派遣が要請をされておりますので、当該派遣について本条例を適用し、運用を開始したいと考えているところでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 58 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6 番、廣利君。

6 番（廣利一志君） 総務常任委員会のほうでも、付託で審議をするわけですがけれども、9 条ですね、公益的法人というところへの職員の派遣ですがけれども、町長の説明で第三セクター云々のところがありましたけれども、それに該当するのかなと思うんですがけれども、株式会社（以下「特定法人」という。）とありますが、具体的には、その対象となるのが何社かあるわけですね。それが、例示していただければと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

この派遣法によりまして、町から派遣ができます全く純然たる民間というのは、佐用町が出資をしている会社ということでございますので、例えば、智頭急行株式会社でありますとか、道の駅ひらふくとか、それから上月のふれあいの里上月ですかね、決算書に出資及び権利のページがありますから、そこに佐用町が株とか、そういうを持っている会社については、派遣法においては対象になるわけでございますが、その具体的な派遣先については条例で定めなければなりませんので、それに全くの、そういった民間については、規則に定めておりませんので、それを規則に定めることによって、初めて派遣ができるということになるわけでございます。

現在のところは、そういった民間のところへの職員の派遣ということは、全く考えておらないわけでございます。

規則の第 2 条ですか、第 2 条に各号に、今、想定しておる派遣先というのは列記しておりますわけでございます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかないですか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 58 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 10 分とします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

---

日程第 23. 議案第 59 号 佐用町森林環境譲与税基金条例の制定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 23、議案第 59 号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 59 号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止・国土保全、水源涵養等のさまざまな公益的機能を維持・発揮させることを目的として、今年度から開始された制度でありまして、国民一人一人に等しく負担していただき、間伐や路網整備などの森林整備や木材利用の促進を実施するため、市町村や都道府県に、一定の基準に基づき、配分をされるものであり、佐用町においては、今年度は、1,627 万 5,000 円の配分が予定をされております。

今年度におきましては、今後の森林林業施策を検討するための森林所有者へのアンケート調査、住民レベルでの里山等の森林整備促進のための木材ステーションの運営、町内全域における間伐を中心とした森林整備事業の促進のための森林保全間伐促進事業などを実施することといたしておりますが、初年度ということもあり、森林環境譲与税の配分額と対象事業費との間に残余の差額が生じる予定でございます。

このたびの条例制定は、このような財源を有効活用し、今後本格化する事業の財源を確保するため、基金を創設しようとするものでございます。

基金積立金の額につきましては、来る 3 月定例議会の補正予算にて計上をさせていただく予定といたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 59 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 3月末に、基金をまた上程といわれましたけれど、最終的に基金の額については、今後、どのような格好で増えていくような状態なんでしょうか。そこらへんは、わかりますか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今年度は、今、申し上げましたような事業に取り組んでおります。ですから、その残ったお金ということで、どれぐらいになるか。もともとが、まだ、1,600万円ほどしかありませんからね、そんなに大きな額にはなりません。

ただ、今後、この森林環境税が年次的にずっと増えていきます。最終的には年間 5,000万、6,000万円になるだろうということなんですけれども、ただ、その事業においても、それにあわせた事業を展開していきますので、できる限り基金にたくさん積むというんじゃなくて、有効にこれから活用していくと。

ただ、その年に、無駄な、基金に積んでおいて、さらに何か、その事業として多額の費用を要するような事業をする時には、それを取り崩して、それに充てていくという、目的が環境譲与税については、きっちりと、その目的にあった使い方をしなきゃいけないという規定もありますので、そうした目的基金をつくらせていただくということでもあります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかないですか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 59号は、会議規則第 37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 59号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 24. 議案第 60号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 24、議案第 60号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 60号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、一般廃棄物処理の収集・運搬及び処分に係る、生し尿のし尿処理手数料を改正しようとするものでございます。

家庭及び事業所の汲み取り式トイレや仮設トイレにおきましては、委託業者のバキューム車で、し尿を汲み取り運搬後、佐用衛生公苑において処理をいたしております。

これら一連の処理に係る費用の一部負担として、し尿処理手数料を徴収をしておりますが、平成10年より現在の額のままで改定はいたしておりません。

その間、生し尿の搬入量は、平成10年度4,782.6キロリットル、平成20年度が833.4キロリットル、そして、平成30年度では464.4キロリットルと大きく減少をしておりますが、逆に燃料代や収集運搬費用等、必要経費は増加をし、このたび、消費税も引き上げということになりました。

これらを勘案して、今後も安定して収集運搬等を維持していくために、来年4月からし尿処理手数料を10リットル当たり92円から100円に引き上げようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第60号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第60号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第60号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第25. 議案第61号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第25、議案第61号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、同基準に準じて規定をしております佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じました。

今回の主な改正点は、次の 4 点でございます。

まず、1 点目は、ゼロ歳から 2 歳までの児童が利用する家庭的保育事業者等が、卒園後の受け皿となる保育園・幼稚園・認定こども園などの連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときには、その連携施設の確保を不要といたします。この場合において、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の連携協力を行う者として確保しなければならないことといたします。

2 点目では、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所で町長が適当と認めるものについては、卒園後の連携施設確保を不要といたします。

3 点目は、食事の提供の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育事業者が居宅以外で保育を提供しているものについては、自園調理に向けた努力義務を課しつつ、自園調理を猶予する経過措置期間を 10 年といたします。

4 点目は、平成 30 年 4 月 1 日時点で、全国の家庭的保育事業者等のうち、連携施設を確保している事業者は約 46 パーセントで、約半分は連携施設を確保できていない状況にあることから、連携施設の確保に関する経過措置期限をさらに 5 年、延長をいたします。

現在、佐用町に家庭的保育事業者等はありませんが、今後、事業参加があれば対応できるよう、この条例を改正しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明を終わります。

議長（山本幹雄君）            提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君）            はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君）            今、町長の説明では、今のところないということでございますけれど、何か、また、新たに、こういうようなことをやりたいというようなことは、何か、情報的にもつかんでいらっしゃるでしょうか。何か、新たに出て来るといったようなことは。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君）            はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君）    現在のところ、そういう事業参加したいというお話を聞いたことはございません。

議長（山本幹雄君） ほかないですか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 61 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 61 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号、佐用町家庭的保育事業等の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり  
可決されました。

---

日程第 26. 議案第 62 号 佐用町農業共済条例を廃止する等の条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 26、議案第 62 号、佐用町農業共済条例を廃止する  
等の条例についてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町農業  
共済条例を廃止する等の条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

農業共済事業につきましては、これまでご報告してまいりましたように、令和 2 年 1 月  
に兵庫県下を 1 つの組合とする兵庫県農業共済組合を立ち上げ、4 月 1 日より、現在実施  
しております農業共済事業を新組合で承継することとなっております。

現在、佐用町が行っている農業共済事業が、来年度より兵庫県農業共済組合で実施され  
ますことから、佐用町における農業共済に関する条例が不要となるほか、関連いたします  
条例から農業共済に関する記述を削除する必要性が生じておりますので、農業共済条例の廃  
止と関連条例の一部改正を行うものでございます。

廃止及び一部改正を要する条例につきましては、佐用町農業共済条例、佐用町課設置条  
例、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、佐用町特別会  
計条例であります。

佐用町農業共済条例につきましては、令和 2 年 4 月 1 日より佐用町が農業共済事業を行  
わないため、廃止をさせていただきます。

次に、関連条例の一部につきまして、佐用町課設置条例では、町として農業共済事業を  
実施いたしませんので、農林振興課の業務にございます、「農作物共済に関すること」  
と「建物および農機具共済に関すること」を削除するものでございます。

また、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例におきまし  
ては、同様の理由によりまして、報酬の別表にございます農業共済損害評価会委員会、損  
害評価委員、共済連絡員についての記載を削除するものでございます。

佐用町特別会計条例につきましても、同様に事業を実施しないことから、佐用町農業共済事業特別会計を廃止するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたとおり、ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号、佐用町農業共済条例を廃止する等の条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- |         |          |                                       |
|---------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 27. | 議案第 63 号 | 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について          |
| 日程第 28. | 議案第 64 号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について    |
| 日程第 29. | 議案第 65 号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について   |
| 日程第 30. | 議案第 66 号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について      |
| 日程第 31. | 議案第 67 号 | 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について    |
| 日程第 32. | 議案第 68 号 | 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  |
| 日程第 33. | 議案第 69 号 | 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について |

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27 から日程第 33 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 27、議案第 63 号、令和元

年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）についてから、日程第33、議案第69号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第63号から議案第69号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第63号、佐用町一般会計補正予算案（第3号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,247万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,221万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、1万5,000円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、4,737万4,000円の増額。うち、国庫負担金は1,107万1,000円の増額でございます。国庫補助金は3,630万3,000円の増額で、主なものは、橋梁長寿命化事業の事業費増額に伴う、社会資本整備総合交付金の増額でございます。

県支出金につきましては、1,505万3,000円の増額で、うち、県負担金・県補助金が、それぞれ、620万1,000円、885万2,000円の増額でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入20万2,000円の増額でございます。

寄付金につきましては、1,000万円を増額いたしております。

繰入金につきましては、財源不足を補うため、財政調整基金繰入金を2,020万3,000円増額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入62万6,000円の増額です。

町債につきましては、3,900万の増額でございます。各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出についてを説明させていただきます。予算書2ページをご覧ください。

まず、総務費につきましては、549万7,000円の増額で、うち、総務管理費は542万3,000円の増額、役場第2庁舎の一部改修に伴う測量調査設計委託料を増額しております。また、ふるさと応援寄付金の返礼品など関連事業費におきましても増額をいたしております。戸籍住民登録費は7万4,000円の増額でございます。

民生費につきましては、2,483万8,000円の増額で、うち、社会福祉費は1,860万1,000円の増額、特別会計への繰出金や、障害者福祉の事業費増額などによるものでございます。児童福祉費は623万7,000円の増額でございます。

衛生費につきましては、1,006万1,000円の増額で、うち、保健衛生費は、特別会計繰出金の増額などにより、1,001万9,000円の増額で、清掃費は4万2,000円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、3,096万2,000円の増額でありまして、うち、農業費は304万1,000円の増額。林業費は2,792万1,000円の増額で、主なものといたしましては、佐用クリーンセンター取り壊し事業において、請負工事費が増額をいたしております。

土木費につきましては、5,936万5,000円の増額で、うち、土木管理費・都市計画費は、それぞれ、15万8,000円、また、1万4,000円の増額でございます。道路橋梁費は5,919万3,000円の増額で、主なものは、橋梁長寿命化事業の工事請負金の増額でございます。

消防費につきましては、174万5,000円の増額となっております。

教育費につきましては、社会教育費の5,000円の増額のみでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、第2表、債務負担行為補正によりまして説明をさせていただきます。

橋梁新設改良事業につきましては、期間を令和3年度、限度額を2,500万円に設定をするものでございます。この事業は、兵庫県が実施する県道千種新宮線の道路改良工事に伴い、町道明尾橋の架け替え工事が実施されるものでございまして、兵庫県と協定書を締結し、兵庫県が工事を行い、現況幅員と拡幅幅員との割合で、工事完了年度の令和3年度において、町が県に委託料を支払う予定でございます。

次に、地方債の変更でございますが、第3表、地方債補正によって、説明をさせていただきます。

まずは、林業振興施設整備事業でございますが、佐用クリーンセンター取り壊し事業の工事請負金増額に伴い、財源としての合併特例債を増額しているものでございます。

道路長寿命化事業につきましても、橋梁長寿命化事業の事業費の増額に伴い、合併特例債を増額をいたしております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第64号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,157万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,578万4,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

繰入金は、他会計繰入金50万円の増額で、内訳は、保険基盤安定繰入金133万2,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金71万7,000円の減額、その他一般会計繰入金11万5,000円の減額でございます。基金繰入金におきましては、準備基金繰入金3,107万円を増額をいたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金3,157万円の増額で、内訳は、一般被保険者保険税還付金50万円、前年度の保険療養給付費等交付金の精算金額確定に基づく返還金3,107万円でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第65号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,107万9,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

諸収入は、償還金及び還付加算金で、保険料還付金40万円の増額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、諸支出金は、40万円の増額で、保険料還付金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の説明といたします。

次に、議案第66号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）について、提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,189万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。保険料につきましては、843万6,000円の減額。

国庫支出金につきましては、242万7,000円の増額。介護保険システム改修費補助金の追加計上などによるものでございます。

支払基金交付金につきましては、314万2,000円の減額。

県支出金につきましても、233万8,000円の減額でございます。いずれも、介護給付費交付金及び負担金の減額が主なものでございます。

繰入金につきましては、974万4,000円の増額で、低所得者保険料軽減繰入金の増額が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、4万円の増額。総務管理費におきまして、介護保険事務共同処理委託料を増額いたしております。

次に、保険給付費につきましては、1,836万円の減額で、施設介護サービス給付費などの介護サービス等諸費などの減額が主なものでございます。

地域支援事業費につきましては、673万2,000円の増額でございます。介護予防・生活支援サービス事業費負担金などを増額をいたしております。

基金積立金につきましては、904万3,000円の増額で、介護給付費準備基金への積立金でございます。

諸支出金につきましては、80万円の増額で、保険料還付金の増額をいたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第67号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,662万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金500万円の増額でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費におきましては、500万円の増額であります。管理費につきまして機器の故障及び漏水修繕件数の増加により修繕費200万円の増額、また、機器取替工事増に伴う工事請負費300万円を増額いたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第68号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,616万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金301万9,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきまして、301万9,000円を増額いたしております。浄化槽管理費につきましては、浄化槽の修繕件数増加による修繕費251万8,000円の増額、また、一時使用により保守点検、清掃業務の増加による委託料50万1,000円の増額でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の説明といたします。

次に、議案第69号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,161万4,000円に改めるものでございます。

その中身、内容につきまして、まず、歳入から説明をいたします。

使用料につきましては、グループ用ロッジ使用料40万円の減額でございます。

雑入につきましては、54万8,000円の減額で、ロッジ宿泊料の減額などがございます。

次に、歳出についてであります。社会教育費につきましては、94万8,000円の減額。グループロッジ運営費は45万円の減額で、消耗品費、施設清掃委託料の減額などでございます。天文台公園運営費におきましても49万8,000円の減額となっております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第63号から議案第69号までの補正予算につきまして、説明申し上げましたが、十分ご審議の上、それぞれご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第63号から議案第69号につきましては、12月13日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第34. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第34に入ります。

日程第34は、委員会付託についてであります。

ここで暫時、休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時46分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

---

議長（山本幹雄君） お諮りします。委員会等開催のため明日12月4日から9日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

次の本会議は、来る12月10日午前10時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 47 分 散会

---